

○ 解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について（昭和 25 年 10 月 9 日保発第 68 号）

新 旧 対 照 表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
1 解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明かな場合を除いて、事業主より健康保険法施行規則第 29 条第 1 項の規定による被保険者資格喪失届の提出が<u>あった</u>ときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立（労働組合法第 27 条）、斡旋（労働関係調整法第 10 条から第 16 条まで）、調停（労働関係調整法第 17 条から第 28 条まで）、若しくは仲裁（労働関係調整法第 29 条から第 35 条まで）の手続がなされ、又は裁判所に対する<u>訴え</u>の提起若しくは仮処分の申請中で<u>あっても</u>、一応資格を喪失したものとしてこれを受理し、<u>資格確認書が交付されている者に対する資格確認書の回収等の所定の手続を行うこと</u>。 労働法規又は協約違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難且つ不適當であるから、当該保険者においては、<u>各都道府県の労働関係主管当局の意見を聞く等により、事件結着の見透しを慎重検討の上処理すること</u>。 なお、解雇された被保険者で、<u>資格確認書を事業主に返還しないもの</u>に対しては、不当使用の際には詐欺罪として処罰される旨の警告をなさしめること。 2 <u>1</u>の場合において労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、<u>資格確認書が従前交付されていた者に対する資格確認書の再交付等の所定の手続を行うこと</u>。 3 <u>2</u>の場合において解雇無効の効力が発生するまでの間、資格喪失の取扱のため自費で診療を受けていた者に対しては、療養の給付をなすことが困難であつたものとして、その診療に要した費用は療養費として支給し、その他現金給付についても<u>遡って</u>支給すると共に保険料もこれを徴収すること。 4 <u>1</u>の申立又は仮処分の申請に対する暫定的決定が本裁判において無効と	1 解雇行為が労働法規又は労働協約に違反することが明かな場合を除いて、事業主より健康保険法施行規則第十条第二項の規定による被保険者資格喪失届の提出が<u>あつた</u>ときは、当該事件につき労働委員会に対して、不当労働行為に関する申立（労働組合法第二十七条）、斡旋（労働関係調整法第十条乃至第十六条）、調停（労働関係調整法第十七条乃至第二十八条）、若しくは仲裁（労働関係調整法第二十九条乃至第三十五条）の手続がなされ、又は裁判所に対する<u>訴</u>の提起若しくは仮処分の申請中で<u>あつても</u>、一応資格を喪失したものとしてこれを受理し、<u>被保険者証の回収（回収不能の場合は被保険者証無効の公示をなすこと。）</u>等所定の手続をなすこと。 <u>右労働法規又は協約違反の有無について、各保険者が一方的にこれを認定することは困難且つ不適當であるから、当該保険者においては、労働関係主管当局の意見を聞く等により、事件結着の見透しを慎重検討の上処理すること</u>。 <u>なお、本年七月十八日付マッカーサー書簡の趣旨に基き、新聞等報道関係において行われた解雇は、労働法規又は協約に違反しないものとしてこれを取り扱うこと</u>。 なお、解雇された被保険者で、<u>被保険者証</u>を事業主に返還しないものに対しては、不当使用の際には詐欺罪として処罰される旨の警告をなさしめること。 2 <u>右</u>の場合において労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、且つ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消し、<u>被保険者証</u>を事業主に返付すること。 3 <u>左</u>の場合において解雇無効の効力が発生するまでの間、資格喪失の取扱のため自費で診療を受けていた者に対しては、療養の給付をなすことが困難であつたものとして、その診療に要した費用は療養費として支給し、その他現金給付についても<u>遡って</u>支給すると共に保険料もこれを徴収すること。 4 <u>第一項</u>の申立又は仮処分の申請に対する暫定的決定が本裁判において無

なり、解雇が遡って成立した場合には、すでになされた保険給付は被保険者から返還されることとし、また、徴収済保険料は事業主からの還付請求に基いて還付手続をなすこと。

5 厚生年金保険における取扱についても、1 から 4 までに準じて適切な措置をとること。

効となり、解雇が遡って成立した場合には、すでになされた保険給付は被保険者から返還されることとし、又徴収済保険料は事業主からの還付請求に基いて還付手続をなすこと。

5 厚生年金保険における取扱についても、左に準じて適切な措置をとること。